

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四（略）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pV）をもつて表示する。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>五 七〇〇MHz帯高度道路交通システム（七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局相互間の通信路を構成する固定局相互間、基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。）の固定局、基地局及び陸上移動局の送信設備</p> <p>六 一八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一 固定局であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 多重通信路のもののうち、設備規則第四十九条の二十二の二、第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの</p> <p>二 二五（略）</p>	<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四（同上）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pV）をもつて表示する。</p> <p>一 一四（同上）</p> <p>五 七〇〇MHz帯高度道路交通システム（七五五・五MHzを超え七六四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主として道路交通に関するデータ伝送のために基地局と陸上移動局の間又は陸上移動局相互間で行う無線通信をいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動局の送信設備</p> <p>六 一八（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>（定期検査を行わない無線局）</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>一 固定局であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)（同上）</p> <p>(2) 多重通信路のもののうち、設備規則第五十七条の二の二、第五十七条の三の二又は第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの</p> <p>二 二五（同上）</p>

附 則（平成 年 月 日総務省令第 号）

この省令は、公布の日から施行する。